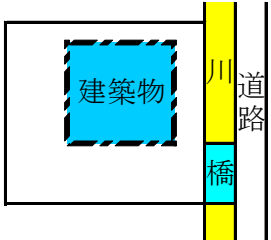


(報告関係)

資 料 3

- P1      . . . 法第43条第2項第2号による同意基準 (会長専決基準)
- P2      . . . 法第43条第2項第2号による同意基準 (包括同意基準)
- P3      . . . 法第44条第1項第2号による同意基準 (会長専決基準)

	省令第10条の3(4項3号)	適用建築物	特定行政庁許可基準			
			交通上	安全上	防火上	衛生上
基準 3 ①	1、敷地と道路との間に1mを超える河川、運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅2m以上の通路に有効に接する建築物であること	(2) 共同住宅及び長屋住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋等の構造、形態等が通行に支障がないこと。</li> <li>・占用許可等が得られていること。</li> </ul>	同左	支障なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路が接続する道路を前面道路とみなし、道路からの道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。</li> <li>・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。</li> </ul>
	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開渠水路、暗渠式水路</li> <li>・里道等</li> </ul>	<b>運用</b> ① 里道が道路と一体的に利用されているときは当該部分を道路区域と見なし、通常の確認申請で対応する。 ② 暗渠水路に接しているときは、当該部分を道路区域とみなし、通常の確認申請で対応する。				

建築基準法第43条第2項第2号による同意基準

包括同意基準

**報告: No.4,5,6,8,9,10**

	省令第10条の3(4項2号)	適用建築物	特定行政庁許可基準				
			交通上	安全上	防火上	衛生上	
基準 2	2、敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4m以上のものに限る。)に2m以上接する建築物であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾道路</li> <li>・農道整備事業、土地改良事業等による道路</li> <li>・河川、海岸の管理用道路等</li> </ul>	(1) 共同住宅及び長屋住宅を除く建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第144条の4第1項第1号(とおり抜け又は転回広場)、第3号(砂利敷等)、第4号(縦断勾配)に規定する基準に適合。</li> <li>・空地の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。</li> <li>・公共機関が管理するものであること ⇄ 以外は個別審査とする。</li> </ul>	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地进行を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。</li> <li>・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。</li> </ul>
基準 3 ①	省令第10条の3(4項3号)	<b>報告: No.7,11,12,13</b>					
	1、敷地と道路との間に1mを超える河川、運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅2m以上の通路に有効に接する建築物であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開渠水路、暗渠式水路</li> <li>・里道等</li> </ul>	(1) 共同住宅及び長屋住宅を除く建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋等の構造、形態等が通行に支障がないこと。</li> <li>・占用許可等が得られていること。</li> </ul>	同左	支障なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路が接続する道路を前面道路とみなし、道路からの道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。</li> <li>・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。</li> </ul>
	<p>運用</p> <p>① 里道が道路と一体的に利用されているときは当該部分を道路区域と見なし、通常の確認申請で対応する。</p> <p>② 暗渠水路に接しているときは、当該部分を道路区域とみなし、通常の確認申請で対応する。</p>						

建築基準法第44条第1項第2号による同意基準（会長専決同意基準）

平成17年 4月27日

松江市建築審査会承認

（目的）

第1 この基準に適合するものは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第2号に該当する建築物については、松江市建築審査会会長の専決を受けることをもって、同建築審査会の同意を得たものとみなし、許可することができるものとする。

（適用の原則）

第2 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないことが基本である。

したがって、公益上必要な建築物で通行上支障がないと認めるものは本基準を適用するものとする。

（基準）

第3 次のいずれかに該当するものとする。

- 1、公衆便所
- 2、巡査派出所
- 3、その他これらに類する公益上必要な建築物

不特定多数の人に利用される公益性の高いもので、通行上の支障のない位置に配置される次の建築物等

- ① バス停留所の待合所
- ② 地下鉄、地下街等の出入口の上屋
- ③ 有料道路の料金徴収所、補修用材料置場、その他道路維持管理用施設
- ④ 自転車駐車の上屋